

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化 ～ NACCS を利用して輸出入申告を行う輸出入者等の皆様へ ～

本年 7 月より、NACCS を利用して行われる輸出入申告のうち区分 1（簡易審査扱い）とされたものに係る通関関係書類については、一部の申告を除いて、原則として、税関への提出を省略することとしておりますが、輸出入許可通知書に書類の提出の要否が表示されるまでの間は、区分 1 とされた輸出入申告であっても通関関係書類の提出を認める弾力的運用を行っております。

10 月 21 日（日）より輸出入許可通知書に提出の要否に係る表示がなされるとともに、電子インボイス業務に関する取扱いを変更することとしておりますのでお知らせします。

なお、上記弾力的運用は 10 月末日をもって終了することとなりますが、これより前に弾力的運用を取り止める方は、税関までお知らせ下さい。

輸出入許可通知書への書類の提出の要否の表示について

- 輸出入許可通知書の審査区分欄の数字「1」の後に、通関関係書類の提出要否を示す記号「Y」が表示されます。
- 「Y」が表示されている場合には、税関への通関関係書類の提出が必要となります。
(注) 輸出入申告の入力に誤り等があった場合は、「Y」が正しく表示されないことがあります。

電子インボイス業務に関する取扱いについて

- 電子インボイス業務の入力項目について、品名欄に入力できる文字数を 100 桁から 200 桁に拡大するとともに、1 回に登録することができる品名数を 200 欄から 800 欄に増加します。